## 転居された方へ

市民課戸籍・住基担当窓口での転居の手続きのほか、他の窓口で取り扱う主な制度についての手続きをご案内します。 該当する方は、それぞれ手続きをお願いします。

[R6.4.1]

		制度など	チェッ	ク欄	担当窓口	対象者	手続き	している。 必要なもの
		転居届			市民課	転居された方	住民異動届(転居)をしてください。	マイナンバーカート・運転免許証など、本人確認できるもの
	1	住民基本台帳カード				カードを持っている方	新しい住所に書きかえます。	住民基本台帳カード
		マイナンバーカード						マイナンバーカード
						カード申請をされる方	新しい住所で申請します。	
						カード申請をされた方	カード交付時に住所の変更を行います。	
	;	通知カード				令和2年5月25日をもって廃止になりました。そのため、住所等の変更は致しません。		
1		国民健康保険			市民課 国民健康保険担当 0942(65)7015	加入されている方	被保険者証を返却してください。新しい 被保険者証をお渡しします。	国民健康保険被保険者証 (転居により世帯主が変わられる場合、国保加入者全員の被 保険者証が必要です。)
		国民健康保険 前期高齢者)					新しい国民健康保険被保険者証兼高齢 受給者証をお渡しします。	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
2		後期高齢者 医療保険			市民課 公費医療担当 0942(65)7016	加入されている方	住所変更(転居)の申請をしてください。 新しい被保険者証を後日送付しますので、旧被保険者証は返信用封筒で返却 してください。	後期高齢者医療被保険者証
		子ども医療					異動届を提出し、医療証を返却してください。 新しい医療証をお渡しします。 (また、ひとり親家庭等医療・重度障害 者医療の方は転居後の世帯の所得要 件確認が必要となります。)	子ども医療証 対象者の被保険者証
	1	ひとり親家庭等医療						ひとり親家庭等医療証 対象者の被保険者証
	4	重度障害者医療						重度障害者医療証 対象者の被保険者証
10	0 -	児童扶養手当				受給されている方 (支給停止中の方も含む)	児童扶養手当住所変更届及び住居に 関する申立書を提出してください。証書 の住所を変更します。	児童扶養手当証書 賃貸契約書(借家、アパートの 場合)
					児童•保育課	受給者と対象児童が 別居となる場合(支給 停止中の方も含む)	養育別居監護申立書を提出してください。(民生委員の証明が必要です。)	
		児童手当			0942(65)7017	受給者と児童が別居となる場合	別居監護申立書を提出してください。	
		保育所・幼稚園・認 定こども園・小規模 保育施設・学童保育 所など					住所変更の手続きをしてください。世帯 構成の変更によっては、他の書類提出 が必要な場合もあります。	担当にお尋ねください。

(裏面もお読みください)

	制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの
	特別障害者手当 障害児福祉手当			受給されている方	住所変更届を提出してください	
	特別児童扶養手当		福祉課障害者支援担当			手当証書
9	身体障害者手帳			手帳をお持ちの方		身体障害者手帳 個人番号が分かるもの
	療育手帳					療育手帳 個人番号が分かるもの
	精神保健福祉手帳					精神保健福祉手帳 個人番号が分かるもの
11)	ごみ・リサイクル		かんきょう課 0942(53)4120	転居された方	転居先(行政区)でのごみの出し方及び ごみ全般の分け方等の説明をいたしま す。 ※転居先の資源ごみ回収日程表を交付 します。	
14)	マイホーム取得支援		企画調整課 0942(53)4245	筑後市に転入してから 5年以内に住宅を新築 または購入し、居住さ れる方(他要件は添付 資料をご確認くださ い。)	新築または購入(登記)後に申請してく ださい。	対象となる住宅の登記事項証明書など
	介護保険		高齢者支援課 	介護保険の被保険者	転居前の被保険者証等を返却してください。	介護保険被保険者証 負担割合証(対象者のみ) 負担限度額認定証(対象者の み)
(18)				ら一般住所地へ転居される方(筑後市以外の	介護保険料等の説明をします。また、転 居日から14日以内に介護認定を継続す るための申請が必要な場合がありま す。	マイナンバーカード(対象者の み)
24	市営住宅		都市対策課 市営住宅担当 0942(65)7029	入居している人と同居 される方	市営住宅同居承認申請書を提出してく ださい。	入居者との続柄が分かる書類 同居される方の収入を証明す る書類 個人番号がわかるもの 住民票
				入居している人と別居 される方	市営住宅異動届を提出してください。	異動事実とその発生日がわかる書類の提示(住民票等)個人番号がわかるもの
25)	公立小中学校		学校教育課 学事担当 0942(65)7038	公立小中学校へ通学 している人で校区外に 転居される方	学校区を確認し、転校の手続きについて説明します。 学期末まで元の学校へ通学される場合は校区外申請書を提出してください。	住民異動届の写し (市民課でお渡しします)
4	上下水道		上下水道課 上水道庶務担当 0942(65)7035 下水道庶務担当 0942(65)7036	市の上下水道を使用されている方	使用中止日の3日前までに中止届を提出してください。 ただし、井戸水のみの住宅で下水道を 使用されている場合は、窓口又は郵送 で中止届の提出をお願いします。	
15				転居先で市の上下水 道を使用される方	使用開始日の3日前までに開始届を提出してください。 ただし、井戸水のみの住宅で下水道を 使用される場合は、窓口又は郵送で開 始届の提出をお願いします。	
31)	図書館		図書館 図書館担当 0942(51)7200	利用者カードを作成し ている方	図書貸出登録申込書(住所変更届)を 提出してください。	利用者カード